

## 平成27年度第2回文化財審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年11月19日(木) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所 我孫子市教育委員会 大会議室
- 3 出席者 (出席委員)  
梅村恵子会長、金丸和子副会長、浅間茂委員、佐野賢治委員、  
西川誠委員、古里節夫委員  
(欠席委員)  
河東義之委員  
(事務局)  
文化・スポーツ課西沢隆治課長、辻史郎課長補佐、須藤剛主査長、  
矢野布美子主任主事

## 4 挨拶

- 5 議題 1) 指定文化財の候補について  
2) 指定文化財の指定について
- 6 そのほか 1) 将門信仰の調査経過について  
2) 別当地遺跡の発掘調査について

## 7 公開・非公開の別 公開

## 8 傍聴人 なし

## 9 議事概要

西沢課長 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。定刻になりましたので、本会を開催します。傍聴人は、おりません。梅村会長、早速ですが、議事をよろしく願います。

梅村会長 平成27年度第2回我孫子市文化財審議会を開催いたします。はじめに事務局に資料の確認をお願いします。

西沢課長 資料を確認します。資料1は、「指定文化財候補調査票と候補一覧」です。前

回、指定文化財の候補になりましたヒカリモを追加しました。内容の確認をお願いいたします。資料2は、「ヒカリモ 指定調書(案)」です。指定文化財の指定に向けたご意見をお願いいたします。資料3は、「我孫子市谷津ミュージアム事業の概要」です。ヒカリモに関する基本情報として用意しました。資料4は、「将門信仰」です。そのほかで調査経過を報告します。資料5は、「別当地遺跡」です。そのほかで発掘調査について報告します。急遽、追加しましたB4版は、将門信仰に関する資料です。お手元にありますでしょうか。資料については以上です。

梅村会長 議題 1「指定文化財の候補について」事務局から説明をお願いします。

西沢課長 前回の会議を受けまして、指定文化財の候補としてヒカリモを候補一覧表に追加しました。候補の名称は、整理番号14 ヒカリモ(光藻)です。それから次の議題にも関係しますが、ヒカリモの指定に伴う基本情報として「谷津ミュージアム事業の概要」を資料3として用意しました。お手元の資料は、谷津ミュージアム事業の位置付け、全体計画、維持管理計画、ヒカリモの所在地と土地所有者等に関するものです。添付資料について担当からご説明します。

須藤主査長 資料3についてご説明します。事務局で入手しました資料により一枚目の「全体計画の概要とヒカリモ周辺の概要」を作成しました。先ず全体計画の概要です。谷津ミュージアム事業は、市が事業主体となり平成14年に事業開始、平成16年には、行政、地権者、農業者、市民を協働者として推進母体を設立、事業目標として「自然の保護と回復」、「農地の再生と活用」、「里山文化の継承と交流」を柱に全体計画を定めて諸事業を進めています。事業エリアは、構想エリアに対して幾分小さく設定しています。施行年度は、市の上位計画になります総合計画に準じる平成33年度までを計画の期間とし、谷津ミュージアム事業の全体計画が組まれています。詳細は、添付資料の「我孫子市谷津ミュージアム事業構想(平成25年)」32頁以降のとおりです。この施行年度は、事業の終了ではありませんので、翌年度に事業計画を見直した内容で更新されることとなります。事業地の地域要件は、市街化調整区域で農業振興地域です。市街化を抑制し、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域です。土地の権利区分は、事業地の全体面積 約36.7haの内、市有地:約1.47ha(4%)、市借地:約1.56ha(4.2%)、公道等:約1.27ha(3.5%)、民有地:約32.4ha(88.3%) になります。事業地では、水田の保有者に所有地の管理に係る支援補助を行っています。支援制度の対象面積は、平成26年度実績で約28.49ha(77.6%)です。7年継続して水田を管理できる「ちばエコ栽培の耕作者」、「慣行栽培の耕作者」、

「その他維持管理の協力者」を対象にした支援事業です。次に、ヒカリモ周辺の概要です。ヒカリモが発生する池は、ホタル・アカガエルの里の区域内になります。池は、この里区域の南西端に位置します。ヒカリモ周辺の概要で用地区分を見ますと、ヒカリモの池が存在するホタル・アカガエルの里の西側半分の地域は、殆どの用地が市の所有地又は市の借地であり、池は、土地登記簿謄本のとおり市の所有地です。また、この地区は、公道とJR成田線に囲まれており、他地区に比べて管理しやすい条件を備えています。谷津ミュージアム事業では、全体計画に基づき維持管理計画を定めています。詳細は、添付資料「維持管理マップ」のとおりです。これによれば当地区の管理は、水辺の再生と維持を基本にしており、結果、ヒカリモの自然発生と継続した生育を確認しております。今回、使用しました資料の写真は、平成27年7月30日に撮影しました。以上です。

西沢課長 只今の内容を要約しますと、谷津ミュージアム事業区域の地域要件は市街化調整区域で農業振興地域であり市街化を抑制する地域であること、ヒカリモは谷津ミュージアム事業地の谷津環境と維持管理計画によって発生を継続していること、ヒカリモの環境を構成するホタル・アカガエルの里の用地は殆どが市の所有地と市の借地であり発生地は市の所有地であること、谷津ミュージアム事業は終期年度を設定していないこととなります。これにより市の土地を市で管理し、市でヒカリモを指定文化財にすることとなりますので、環境計画による環境保全や谷津ミュージアム事業等による環境づくりは、所管課である環境経済部手賀沼課を担当に教育委員会がヒカリモを指定することとなります。事務局では、現状の姿を指定の基準とし、所管課に指定同意を求める予定でいます。また、指定物が生物であるため、前もって指定解除の条件を整理したいと考えています。

梅村会長 事務局より谷津ミュージアム事業について説明がありました。天然記念物として取り扱い、解除を想定するということですが、候補調査票の記載内容及び資料についてご意見などがありましたらお願いします。

佐野委員 市の事業で谷津ミュージアムとして低湿地を保全する。ラムサール条約以降の環境保全の一つのあり方としてヒカリモの存在が環境のシンボルになると捉えると維持と継続が必要になり、もしヒカリモが消失したとしても谷津環境を保全するイメージになります。となると谷津の保全が主たる目的ですが、ヒカリモをシンボルとして維持する取り組みが必要になるでしょう。谷津ミュージアムは市のイニシアチブで進めています。民間主導といえますか、市民や民間団体といった地域で取り組めるような仕組み、動きはどうでしょうか。各地

でNPO法人が活動していますが、前にも話しました土浦市の宍塚大池で行っている里山や谷津の保全では、NPO法人が中心になって東京の大学から地元の小学校までが参加する事業をしています。これからの谷津ミュージアムの取り組み方、方向性はどうでしょうか。

浅間委員 会は、「谷津ミュージアムの会」という名称です。色々な団体の集まりです。現地で積極的に耕作などの活動をしている団体は、「谷津ミュージアム友の会」です。この「友の会」も色々な団体の一つです。市は、バックアップ的な役割をし、実際には「谷津ミュージアムの会」が活動します。団体の集まりですから草刈の方法や頻度など、管理のあり方について様々な意見が出ます。市と接点を持ちながら進めています。事業全体の方向は、私も担当します専門会議で検討します。環境に影響を与える植物の持ち込みなどについても事業の方向として検討します。この辺では、柏市のこんぶくろ池でNPO法人が活動していますが、法人というような動きはありません。どのように発展的な方向に向かうのかは、これからのことで関心があります。

西沢課長 行政として計画をつくり、実施をしています、実際に現場で動いている方は、会の方々であり市民です。現場に行きますと、水田に入る方、稲を刈る方、川浚いなどをする方は会の人、市民の方々です。市は事業の方向を浅間先生などの専門家にご意見を聞きながら調整し、示すという状況かと思えます。

佐野委員 この環境を維持する話の中で水田を対象に約8割の農地で民有地の地権者にエコ農業や農地維持の助成を行うという地元への働きかけと関わりは素晴らしいと思います。

浅間委員 難しいところもあります。長い付き合いの中での人との関係になります。全体の動きとしては良好かと思っています。

佐野委員 収穫した米の流通では、買い取りなどを行っているのでしょうか。

浅間委員 谷津ミュージアム米として販売などの意見はありますが、現状はお米を市民で収穫して使っていますし、農家の方は普通に販売しています。先々は、谷津ミュージアムで完全に農薬を使わない農産物をゴルフ場などで販売できればという案はあります。

西沢課長 谷津ミュージアムの報告書で25頁に地図がありますが、西側の台地に我孫子ゴルフ倶楽部と学校法人で中央学院高校があり、開発が難しい地区に接することで、事業の継続には好条件であると考えています。

浅間委員 ヒカリモは、子供達の自由研究の対象にもなります。館山や水戸でもヒカリモを題材に研究発表が行われています。指定により文化財として関心が高まることは、光る理由や温度との関係など分からないことが多く、池からヒカリモ

を採取することもできるということで小中学校だけではなく、大学生などで課題として研究されると思います。日によって金色に見える、見えないはありますが、水草とは異なりヒカリモは爆発的に増えます。採取しても指定への影響は殆どないと思います。

西沢課長 植物ですと持ち去ると終わりですが、浅間先生のお話からヒカリモは採取することもできる文化財ということで、更にその存在が身近になり、より魅力的な指定になるものと思われま。

浅間委員 3年前に谷津の「友の会」の人と一緒に泥を取りました。それまでの池は、冬場の濁水で非常に浅くなっていました。泥溜いをして様子を見たところ2週間程で発生しました。これで今後も発生する可能性が高いかなと考えました。ヒカリモは非常に珍しいと話題になりますが、林縁で水が湧き出ていると時々見かけますが、点々とした小さな発生で、同じ場所で発生することは殆どないです。今回の指定は、例年、同じ場所で非常に安定して発生を繰り返す発生地と考えます。

梅村会長 ヒカリモを持ち帰るとした場合ですが、どのようになりますか。

浅間委員 汲んだ水は置いておくと光ります。水溜りに入れた場合は多分増えることはないと思います。持ち出しによる影響は、殆どないでしょう。

金丸副会長 発生地の里は、ホタル・アカガエルの生息地ですが、ヒカリモの発生と関係があるのでしょうか。

浅間委員 アカガエルの産卵は、一昨年に掘り直して、去年はたくさん産卵があり、今年是非常に少なかった。それ以前はアカガエルの産卵はありませんでした。アカガエルのオタマジャクシは藻を食べますが、ヒカリモに対しては影響が小さいと言えます。ホタルは周辺で殆ど発生していません。食べ物が貝類になるので生息場所は重なっていません。

古里委員 植物ですと自生地という表現があります。ここでは発生地を使われていますが、指定の場合でその言葉を入れる必要はありますか。

浅間委員 よくわかりませんが、指定では自生地か発生地の表現は必要と思います。名称が発生地でも支障はないと思います。

西沢課長 指定候補調査票では、名称を「ヒカリモ（光藻）」にしていますが、「ヒカリモ発生地」に改めることでよろしいでしょうか。

浅間委員 「ヒカリモ発生地」の方が具体的な表現になります。

梅村会長 既に指定の名称とか、調書の内容について話が出ていますので、先に進みたいと思います。事務局に指定調書（案）について説明をお願いします。

西沢課長 候補一覧と次の議題は関連しますので、指定についてご説明します。ヒカリ

モ発生地の指定調書（案）は、浅間先生にお願いしまして、今回、指定に伴うご意見ををお願いすることになりました。また、お話がありましたヒカリモの消失による解除の要件もここで整理したと考えています。まずは指定調書（案）について浅間先生に解説をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

浅間委員　先程話をしましたが、ヒカリモは自分で光を出すわけではなく、太陽の光が当たって、何らかの過程で金色の光を発生します。どうして光るのかは、様々な研究がありますが、よく分かっていません。多分、普通の状態で泳いでいる時は光らない、単細胞生物である小さなプランクトンが立ち上がった時に光る、何らかの状況で蛍光を発するようです。この場に葉緑素の蛍光としてサンプルを持ってきました。瓶の中は、クローバーの色素を薬品で抜いた葉緑素です。赤と青の光を吸収するので緑色に見えます。この葉緑素の瓶にライトを当てると、照射した瓶の表側は赤色ですが、葉緑素を通過して瓶の裏側に届いた光は緑色です。普通、光合成は光を吸収したエネルギーを澱粉合成に使います。ここでは色素だけでエネルギーの受け渡しが無いので、光エネルギーを吸収した物がよりエネルギーの小さい赤色を出したということです。発色の一例ですが、私としてはヒカリモが立ち上がった時に何らかによってプランクトンの構造が変わり、光エネルギーを光合成に利用しなくなり、光るのではと思っていますが、多くの説があり分かっていません。名前も微妙な判定になるので電子顕微鏡と光学顕微鏡によって確認し、ほぼ間違いがないとして名前を書きました。ヒカリモは、当たった光を吸収して、多分、黄色い色を出すと思われます。電子顕微鏡写真を添付しました。丸い形で紐のような物が鞭毛です。長い鞭毛と短い鞭毛を確認しました。くるくると動き回る時は光らず、何らかの状況で立ち上がると金色に光ります。コップなどでは汲み取った時は光りません。しばらく置くと金色に変わります。かき混ぜると戻ります。自由研究として面白いと思います。発生の状況ですが、植物プランクトンですから光が必要です。強い光では発生しません。暗闇でも発生しません。薄暗い場所や木漏れ日が当たるような場所です。発生の時期は、これまでの傾向として4月頃から11月初め頃と思われます。環境が安定している時は、発生の頻度が高く、天候が崩れると頻度が低いようです。理由は分かりません。発生は10年続けていますので、今後も続くと思われます。この種は、突然、発生したり、消えたりします。今のところ安定した環境であれば続くと考えています。発生地は10年経つと落葉で湿地になる場所です。湿地では消えてしまいます。5年に一度は掘り直しが必要かと考えます。3年前に「友の会」の人達と掘り直して発生したので大丈夫だと思います。ただ、指定物は生き物です。もし発生しなくなった場合

は3年程度を目安に解除するという扱いが必要かと思います。指定調書でも触れました。以上です。

梅村会長 指定調書（案）で種別は天然記念物、名称はヒカリモ発生地、所在は記載のとおりですが、ご意見等がありましたらお願いします。例えば、5年に1回の底浚いといった今後の管理作業ですが、基本的には環境経済部手賀沼課が担当になるのでしょうか。

西沢課長 谷津ミュージアムは市の事業になりますので、所管課として指定の同意先にもなります手賀沼課が担当窓口になります。実際に動かれるのは、浅間先生とか市民の方々かと思います。

浅間委員 5年に1回の作業は、それほど負担にならないと思います。5・6人で2時間か3時間の作業でしょう。

西沢課長 手賀沼課に照会する指定同意ですが、今回は生物を指定するため、事務局としては同意書に解除の要件を添えて照会したいと考えています。事務局が考えた解除の案ですが、その1として、ヒカリモが消失した場合は解除する。その2として、消失とする観察期間は3年以上とする。その3として、解除は我孫子市文化財審議会を経て行う。その4として、その他扱いは我孫子市文化財の保護に関する条例による。その3と4は先々の話として解除になりますので、色々なケースを想定した上での項目です。以上4項目が解除の項目になります。ここで浅間先生にお願いがあります。これから手賀沼課に指定の同意を求め、指定をした後は市の指定文化財として様々にPRを進めることになりますが、その中で二次的な使用として指定調書と併せて先生が撮影された発生状況写真と電子顕微鏡写真を資料として公開、活用したいと考えております。ご承諾をお願いできますでしょうか。

浅間委員 了解しました。

西沢課長 ありがとうございます。ご承諾をいただきましたので、様々な機会を通して活用したいと思います。

梅村会長 解除の件ですが、事務局案は観察期間を3年以上とし、浅間先生は3年が適当としていますが、支障はありませんか。

西沢課長 浅間先生の表現を参考に3年を過ぎてからの検討という扱いで以上という表現にしました。

佐野委員 湧水の発生状況は、どうでしょうか。

浅間委員 掘れば湧いてきますが、地下水位は若干下がっているようです。でも脇の水路は灌漑用水、井戸水で補っていますので水位は大丈夫かなと思っています。

金丸副会長 解除の要件は、指定調書に書き加えることになるのでしょうか。

西沢課長 解除の要件は、指定にあたって事務局が具体的に進める事務手続き上の内容と考えています。内容は手賀沼課と交わす指定同意の条件になりますが、本審議会としても今後の取り扱いになりますので、議事録として残すということで考えています。

西川委員 谷津ミュージアムでは色々なボランティアが入っているようですが、事業への関わり方や考え方によっては様々な意見が出されると思われませんが、指定に伴い現状を維持することは可能でしょうか。

浅間委員 色々な団体があるとは思いますが、一つの谷津の宝になります。ヒカリモの指定について特に問題は無いと思います。

梅村会長 では、皆さんのご意見を伺いましたが、指定調書（案）について確認をいたします。種別は「天然記念物」、名称は「ヒカリモ発生地」、所在地は「我孫子市岡発戸807番、814番、815番の各一部の区域」、区域等として「池及びその周辺」、発生状況として「冬季以外に不連続に発生」、所見としては浅間先生より報告がありました指定調書になります。以上により我孫子市指定文化財に加えるということによろしいでしょうか。

（異議なし）

梅村会長 それからヒカリモが消失した場合の取り扱いで、事務局から説明がありました「ヒカリモが消失した場合は解除する」、「消失とする観察期間は3年以上とする」、「解除は我孫子市文化財審議会を経て行う」、「その他扱いは我孫子市文化財の保護に関する条例による」の4つの項目を基本にするということによろしいでしょうか。

（異議なし）

梅村会長 それでは指定に必要な資料が整いましたら我孫子市指定文化財にヒカリモを加える諮問を本会で受けることにいたします。以上で議題が終わりましたので、そのほかについて事務局に説明をお願いします。

西沢課長 将門信仰については、既に現地視察を行いました、その後に近隣の聞き取りなどを行いました。内容については担当から説明いたします。

辻課長補佐 資料4で将門信仰と補足で民俗という資料を用意しました。従前、将門伝説について、一つは日秀地区でどのように伝えられているのか、裏付けになる資料があるのか、そういった伝説、言い伝えを指定化した事例が他にあるのか、という宿題をいただきましたので調べてみました。一番として日秀地区で将門伝説を裏付ける資料は三つあり、一つは大正4年に作られた「相馬霊場案内」という書物になります。そこでは将門神社、観音寺、日秀観音堂等において将門伝承が伝えられるという文章が残されています。それから観音寺ですが、現

地視察で先生方の目に留まりました石造物があり、元禄の十九夜塔などがあり江戸時代の初めの頃から寺院としてあるようだという裏付けがあります。最初から明らかになっていました湖北村誌、大正9年のもので相馬霊場案内と多少内容が異なりますが、将門ないし将門の遺臣がこの地に来て日秀という名の元になり、伝承になり、近隣に桔梗の花を活けないという伝承など、大正時代には既に文章になっているということです。まとめますと日秀地区の将門伝承は将門若しくはその遺臣がこの地に来たことに日秀は由来しています、その古の土地は将門神社である、観音寺はもともと将門神社の地にあった物を動かした、本尊の観世音菩薩はもともと将門の守り本尊であった、桔梗の前の故事に因んで近辺で桔梗を植えないというタブー、成田山新勝寺にはお参りしないということが伝えられた、これが日秀地区の主な伝説の部分です。続いて将門伝説の指定化に向けた課題ですが、一つは形を持たない伝説であり、将門に絡む神事や祭事は地元で行われておらず、人々の口に残っているものということです。伝説の故地として将門神社、観音寺、将門の井戸などがありますが、現状、将門の井戸の元々の形態を調べる術が無くどうなのか、観音寺の本尊は外観で江戸時代後半のようですが、直しが多くて元々の姿はということがあり、現状では有形文化財による指定扱いが難しいとして課題にしました。そこで伝説を指定する事例を調べたところ、佐野先生が動かされていたようですが、民俗の中に日野市の金野さんが書かれた日野市の日の宮神社のことで、仏像としては観音菩薩でも地元では虚空蔵菩薩といわれ、多摩川の脇にあることで鰻が堤防の水漏れ穴に入り込み、堤防の決壊を防ぐという話があり、鰻は虚空蔵菩薩の遣いとされ、地元では鰻を食べないという伝承が今も続いているということです。民俗的には珍しいこともあり、仏様本体の価値も認められるものの単体で文化財にするのではなく、鰻伝承と結びついた形で民俗有形の文化財として指定されているということです。鰻のタブーについて伝承があり、地元の象徴として伝えていくということで指定をしたという話でした。指定では聞き取り調査を全域ではないものの氏子の方々に行い、現在でも鰻を出されても「わが家は食べません」と多くの方が言われたことなど、日野市の金野さんとの電話でお聞きしました。今後の取り扱いですが、日野市を事例として将門神社、観音寺の聖観世音菩薩、将門の井戸などを有形民俗文化財として指定すべきかどうか、ご判断をいただきたいこと。もし指定の扱いを無形の民俗文化財として習俗、習慣、慣習を文化財として指定するとした場合は関係者への周知をもって所有者の指定同意に足りるのかという話があります。それから文化財指定候補では首曲り地蔵にしていますが、これを将門伝説に名称を改める必要があるのでは

ないか。日秀区や氏子を含めて更に聞き取りを必要とした場合の進め方について。それと確認は未だですが日秀村の名主宅等に保存されているであろう村の明細、村絵図などの調査の必要性など、今後の進め方についてご意見をお願いしたいと思います。以上です。

梅村会長 前々回の会議で、形のない伝承・信仰の取り扱いをどうするのか、話は持ち越しになりましたが、今回の事務局の事例報告などについて、ご意見などがありましたらお願いします。

佐野委員 有名な例で岐阜県の石徹白に大師堂があり、住民は観音様だと思われていて実際は虚空蔵様です。それから法隆寺の夢違（ゆめたがい）も実は虚空蔵です。ですから仏教でいう仏の信仰と庶民の信仰にズレがあります。この辺ですと彦倉が虚空蔵です。将門伝説では将門が捕虜になる。朝廷に反旗を翻したためです。敗者を祀ることになります。関東周辺に多く、特に秩父妙見に七ツ井戸の話があります。我孫子市だけでは完結しない部分があるので、我孫子市でこの話を進めると本拠地はということになるかもしれません。「鶴の恩返し」という昔話で佐渡と山形県南陽市とで本拠地の話になりましたが、ユネスコでも各国の無形文化財で同様の話があり、結構、無形では大きな問題になります。将門伝説ですと、常総市や坂東市が声を上げるかもしれません。もう一つの将門は、馬飼の伝説があり、武士団に信仰されて千葉市とか相馬に伝わるという流れで北斗七星に対する信仰もある。ここは将門と観音様が結び付く話で、事例が殆ど無く、特徴になりますが、このような話もあるのかということです。進めるにしても地元の意向としては、どのような期待があるのでしょうか。

辻課長補佐 具体的な聞き取り調査をしていますが、特に年配者の方が話されます。先日の議会でも話があり、将門神社などを指定できるのかといった整備を期待しての話と思われませんが、議員さんからも質問があったということです。ただ子の世代では成田山に参拝するなど普通の暮らしと思われませんが、地元には根強くあるということです。

佐野委員 今も桔梗を植えないということでしょうか。

辻課長補佐 日秀地区に行きますと、同じ話をされます。手賀沼の対岸で柏にも将門神社があり、周辺の人達の桔梗への拘りを話で聞きますし、杉村楚人冠のエッセイにも書かれています。

佐野委員 星の信仰はどうですか。

辻課長補佐 九曜紋が観音寺の家紋であり、場所を離れて北柏との市境で根戸に北星神社が祀られています。

西沢課長 我孫子市内には柴崎神社なども同じで、妙見様を祀るところもあり、将門に

関連する場所が点々とあります。日秀は特に多い地区になります。

辻課長補佐 日秀という地名の起こりでは、将門の家臣の名から来ているという話があります。

佐野委員 北斗七星に関係しますが、七つ井戸はどうですか。

辻課長補佐 湖北には七つ井戸があり、埋まってしまったり、無くなったりの状況ですが、今でも3箇所が使えるようです。

西沢課長 湧水がある井戸は1箇所です。

梅村会長 将門信仰について色々な話がありましたが、全国で、関東中心で、奈良には金剛神などもありますが、連携した一つの動きにする、我孫子市内で日秀地区に限らず集められた話にする、それとも特別な伝承を持つ日秀地区に限定するという選択肢になりますでしょうか。

佐野委員 もう一度、聞き取りを行い、地元の方の意識を確認する必要があるかもしれません。それから首曲り地蔵は面白い存在です。

梅村会長 首曲り地蔵の話ですが、菩薩が中心にあつて鰻との関係を伝承にして民俗で有形の扱いにすることを考えますと、首曲り地蔵をメインに民俗有形にすることになりますか。

辻課長補佐 例えば、観音寺の本尊と聖観音、それと首曲り地蔵と難しいものの将門の井戸、将門神社は社殿の消失で戦後に石造りになりましたので境内地を象徴に地区の伝承を重ねてという考え方もありかと思えます。地元でも強い意向があれば尊重してということになるかと思えます。

佐野委員 お寺は曹洞宗でしょうか。かつては真言宗ということはないですか。

辻課長補佐 そこまでは把握しておりませんが、転宗があるかもしれません。

佐野委員 それと将門が観音様を守り本尊にしていることで何かありますか。

辻課長補佐 もう少し日秀観音寺について調べてみる必要があるかもしれません。

佐野委員 どのような観音様でしょうか。

辻課長補佐 只今、資料をお持ちします。

先程の茨城県の話ですが、國王神社などでは立派な社殿が残っており、それを指定しています。県や教育委員会との電話による話では、民俗事例と関連付けた指定という認識ではなく、当市の考え方と異なるものでした。佐野先生のお話ではありませんが、当市で指定を進めると、新たな動きがあるかもしれません。

西沢課長 本件については、すぐに結論が出るとは考えていません。多分期間を要する事例と思われます。今後も調査報告を重ねながらご意見をお願いしたいと考えています。事務局としては地元の聞き取り、地元の意向と理解もありますので、

数年という期間で進めたいと考えています。よろしくお願ひします。

梅村会長　それでは今後の調査報告を待つということで、本件は継続といたします。次に別当地遺跡の発掘調査について説明をお願いします。

辻課長補佐　資料5の別当地遺跡により説明いたします。別当地遺跡は旧湖北高校跡地にあります日秀西遺跡で下総国相馬郡衙正倉という位置付けがされている遺跡です。県の指定遺跡で今から30年前に高校を建てる時に発掘を行い古墳時代の竪穴建物が180棟以上、それを壊す奈良平安の掘立柱建物、基壇建物で約50棟が確認され、郡衙正倉がまるまる出てきた珍しく当時は先進的な事例として県の指定になりました。更に我孫子市で調査が進められ、周りに区画の溝が概ね東西南北の正方位に振られているような区画の溝に囲われている郡衙の正倉院を構成していることが分かりました。同じく我孫子市で周辺の宅地造成等でこれまで調査をしまして日秀西遺跡の北西側に隣接して調査したところ日秀西遺跡と同様の古墳時代の5世紀中期ぐらいから古墳時代の後期7世紀ぐらいの竪穴建物が沢山集中して集落を構成するものでした。非常に規模が大きく恐らく我孫子市では最大級の古墳時代の集落です。これらを壊すように掘立柱建物や竪穴建物が出てくる。郡衙の正倉本体のところは掘立柱建物が作られませんが竪穴建物すべてが排除されて周辺域に拡散しています。別当地遺跡では竪穴建物から帯金具を出すような住居があったり小刀とか転用硯を出すとか、郡衙で働いている人が集中しているような地区になってくることが分かってきた状況です。今年度は2,000㎡程の開発事業が立て続けにあり、更にその状況が追加されて分かってきました。第30次、第33次、第35次、第36次が本調査で実施しているところで第30次は古墳時代の竪穴建物を中心とする展開があります。第33次では古墳時代の建物が1棟で逆に奈良平安時代の竪穴建物、掘立柱建物、あとは郡衙の区画の溝で従前から分かっていたものが、東西方向正倉院の区画溝と同じ方向を示す溝があってここが院を構成しているものになり、奈良平安時代に非常に機能している場所と分かりました。この内の1棟は火災建物、竪穴建物で完全な形の完形土器が折り重なるように出てきたり、金属製品が多数発見されるなど奈良平安時代の郡衙関連の人達の暮らしぶりが分かるような非常に良好なものが出土しました。第35次は第30次と33次の間にあたり、古墳時代の竪穴建物が7棟、奈良平安時代の竪穴建物2棟と掘立柱建物18棟が発見されています。特に別当地辺りでは間口3間の奥行き2間、村の掘立柱建物の標準サイズのものが多いのですが、5間×2間という横長の建物が出てきています。柱を埋けこむ穴も非常に大きく柱も太く時期的にも奈良時代初期にあたり、何かしら郡衙が造られた時期に何かを貯蔵するため

の倉が造られた可能性があります。構造的には床の下に棟持ちの柱を持たないもので、例えば粃付きのお米を貯蔵する顕倉にも考えられる可能性のもので、これから注目されるものと思われます。第36次調査は35次の北側に隣接し、古墳時代の竪穴建物3棟、奈良平安時代の竪穴建物4棟、掘立柱建物は1棟のみという確認により、35次で展開する建物がこの小さな空間に集まっているような雰囲気があります。現在は33次と36次の間に灰色で塗りつぶした38次調査があり、本調査を行っています。そこでは建物の向きが斜めになるような掘立柱建物などが出ており、35次から続くものが展開している様子が窺われます。建物の大きさや規模で例えると郡衙の郡司が仕事をするような郡庁などを構成するような場所ではありません。大きな建物を連ねる様子ではなく、実務的なことに携わる郡雑任といった役人などが仕事をするような想定をさせる場所です。以上が別当地遺跡発掘調査の様子です。

古里委員 竪穴住居でスクリーントーンが有るものと無いものがありますが。

辻課長補佐 資料は編集時点が異なるカラー資料を組合せており時期も分類されていますが、モノクロの作成で読み取り難くなりました。傾向としては30次調査より南側の地区は古墳時代のものが非常に多いです。谷津地形に沿って多いようです。それより北側に進むほど奈良平安時代のものが増える感じです。まだ資料整理が進んでいませんので現場での印象です。

古里委員 33次と35次の掘立柱の軸線が微妙に違っていますが。

辻課長補佐 恐らく35次で確認されたものは奈良時代初めではないかと思われます。日秀西遺跡を見ますと奈良時代初期は主軸を西側に向けたものが多く、正方方位を意識した並びが奈良時代中頃以降に整備されてきて、掘立柱建物を整備するも長続きせず平安時代に近づくと向きが元に戻る雰囲気があります。墨書土器等が見つければ別当地遺跡の機能に繋がりますが、今のところ性格を示すものは見つかっていません。ただ金属製品が多いとか鍛冶工房等で使うような叩き石とか金床石といったものが出ています。郡衙と共に生産を担う場所であったような感じを受けます。

梅村会長 ありがとうございます。この報告について他に何かありますでしょうか。

佐野委員 平安時代はいつ頃まで確認できますか。

辻課長補佐 この辺り全般のことになりますが、土器で追いかけるのは10世紀ぐらいまでになります。竪穴式住居から地上式に移行することで穴を掘らなくなり、束石のようなものを使うようになると基礎固めするお寺などでないと痕跡が残らないということになります。鎌倉でいう11、12世紀ですと土器の様子で確認できるようですが10世紀ごろが限界かなと考えます。

佐野委員 将門の地に関連してということで馬飼伝説などを考古として事実を残す痕跡が確認できればということです。

辻課長補佐 埼玉辺りですと牧の跡のようなものが火山灰に埋もれていて、発掘すると蹄の跡がいっぱい出てきたことで何かが飼われ、周りには堀や塀があり放牧されていたのではという話を聞いたことがあります。牧の関係で蹄鉄の跡とか焼きごてが出土するケースはあるようです。ここは将門の拠点に近いのですが見つかりません。13世紀ぐらいになると恐らく相馬氏の関係になるのか館のようなものが新木辺りで出てきます。丁度将門が活躍する時期は考古の方からすると空白のようで残念ながら分からないようです。

古里委員 蹄の話で群馬かと思いますが、谷間を仕切ることで囲われる場所に行きまして谷沿いに蹄の跡を見ることができましたが、平地で牧を営むことは施設を伴うことになります。野田から船橋ぐらいでしょうか江戸時代の牧で小金牧とかはどこまで遡れるのかとなると明確ではなく、中世ぐらいまでという話になります。遺構としては野馬土手という掘り土を盛り上げた100km以上に及ぶ土手が現在もありますが、このような施設しか残りません。古文書などがあれば分かりますが考古的に追うことは難しいかと思います。

浅間委員 谷津周辺で古墳時代からの集落は傾向として同じようなものになりますか。

辻課長補佐 集落の傾向はさほど検討がされておらず、郡衙に生活する人達が米の生産から切り離され集められて生活している人達と思われることで古墳時代に農耕などに従事する者が飲み水に近い場所へ、土地に関係が無い者が飲み水から離れた生活し辛い台地へという見方があるとする昭和60年代まで千葉県で盛んに行われていた集落研究が少し見直されることになるのではと今回の話で思ったところです。

梅村会長 他に何かありますでしょうか。  
(意見等なし)

梅村会長 以上で今日の議題と報告は終わりますが、他にご意見等があれば伺います。  
(意見等なし)

梅村会長 本会は以上を持ちまして終了いたします。

以上